

「パートナーシップ構築宣言」 実態把握アンケートご協力をお願い

本県では、令和5年6月7日に産官労の3者（13団体）で「パートナーシップ構築宣言の普及・促進と実効性向上に向けた共同宣言」を行い、適切な価格転嫁の気運醸成に連携して取り組んでいます。

このたび、宣言の実効性向上に向けた今後の取組の参考とするため、パートナーシップ構築宣言の登録状況や課題などの実態を把握したく、アンケート調査にご協力いただきますようお願いいたします。



回答はこちらから

ふじのくに
電子申請サービス



「パートナーシップ構築宣言」の登録はこちらから

適切な価格転嫁の実現に向けて、積極的なご登録をお願いいたします。

STEP 1 : ひな形をポータルサイトからダウンロードして宣言文を作成

STEP 2 : 企業名や業種など必須項目を入力

STEP 3 : PDF形式で宣言文をポータルサイトにアップロード

→ ご登録いただいた日の3～4日後に公開されます。

(公財) 全国中小企業振興機関協会 電話 : 03-6228-3802

提出先URL : <https://www.biz-partnership.jp/>



お問合せ先

静岡県 経済産業部 商工業局 商工振興課
(電話 : 054-221-2182)

「パートナーシップ構築宣言」とは

国と経済団体により令和2年5月に創設された仕組みで、サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者の皆様と連携・共存を進めることで新たなパートナーシップを構築することを、「発注者」の立場から企業の代表者の名前で宣言するものです。

宣言登録数

(R7.5.30時点)

- ✓全国 68,768社
- ✓静岡県 3,496社
(全国6位)

登録によって受けられる優遇措置・メリット

- 県補助金の加点措置等 (R5 4事業→R6 29事業)
- 官公需における公契約条例に基づく優先発注 (プロポーザル等)
- 企業イメージの向上
- 取引先との信頼関係構築

登録後にお願いしたいこと

- 社内外への宣言の周知
- 宣言内容の実行
- 定期的な宣言内容の見直し
- 代表者や担当者等、登録情報が変更になった場合の登録変更

価格交渉に関する相談窓口

静岡県よろず支援拠点

(価格転嫁サポート窓口)

[静岡商工会議所]

中小企業・小規模事業者が抱える
経営課題にワンストップで対応
(相談無料)

受付時間: (土日祝日を除く)
9:30~12:00, 13:00~17:00

電話: 054-253-5117

<https://shizuoka-yorozu.go.jp/>



下請かけこみ寺

[(公財)静岡県産業振興財団]

中小事業者の取引上の困りごとを
専門家とともに問題解決に向けて助言
(相談無料)

受付時間: (土日祝日を除く)
9:30~12:00, 13:00~17:00

電話: 0120-418-618 (全国共通)

※静岡県内からは静岡県のかけこみ寺につながります。
<https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/>

